

創薬力向上のための官民協議会 施策検討・推進部会 開催要綱

厚生労働省 医政局 医薬産業振興企画課

1. 開催趣旨

官民が一体となって、我が国の成長・基幹産業としての医薬品産業・創薬を発展させる取組を進めるために、創薬力向上のための官民協議会の下で、日本成長戦略の創薬分野において掲げられた講ずべき措置等についての具体的な議論、検討を行うことを目的として、創薬力向上のための官民協議会施策検討・推進部会（以下「部会」という。）を開催する。

2. 検討課題

- （１）日本成長戦略や官民投資ロードマップ（講じるべき施策）で掲げられた事項のうち官民が一体となって検討すべき事項
- （２）その他

3. 構成員

- （１）部会は、有識者及び製薬業界関係者により構成する。
- （２）部会は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4. 運営

- （１）部会は、厚生労働省大臣官房医薬産業振興審議官が構成員の参集を求め開催する。
- （２）事務局は政府関係者が担い、部会の議事を整理する。
- （３）部会の庶務は、内閣府健康・医療戦略推進事務局の協力を得て、医政局医薬産業振興企画課が行う。
- （４）部会は、企業等の非公開の情報を含めた情報を扱い、その公開により個人・個社又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれや自由闊達な意見交換に支障を来すおそれがあることから、会議及び議事録は原則非公開とする。
- （５）議事要旨は、後日厚生労働省ホームページにおいて公表する。また、資料は、事務局が認める範囲において公開する。
- （６）その他、部会の運営に関する必要な事項は、事務局が部会の了承を得て、その取扱いを定める。